

防災科学技術委員会運営規則新旧対照表

新	旧
<p>科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会 防災科学技術委員会運営規則</p> <p>平成 23 年 4 月 25 日 <u>平成 31 年 4 月 24 日一部改正</u> 防災科学技術委員会</p> <p>(略)</p> <p>(書面による議決) <u>第 4 条 主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。</u> <u>2 前項の規定により議決を行った場合、主査が次の会議において報告をしなければならない。</u></p> <p>(会議の公開) 第 5 条 (略)</p> <p>(同前) 第 6 条 (略)</p> <p>(雑則) 第 7 条 (略)</p>	<p>科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会 防災科学技術委員会運営規則</p> <p>平成 23 年 4 月 25 日</p> <p>防災科学技術委員会</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(会議の公開) 第 4 条 (略)</p> <p>(同前) 第 5 条 (略)</p> <p>(雑則) 第 6 条 (略)</p>

科学技術・学術審議会運営規則（抄）

（平成13年2月16日 科学技術・学術審議会決定、平成19年2月1日一部改正、平成23年5月31日一部改正、平成25年2月19日一部改正、平成29年3月14日一部改正、平成31年3月13日一部改正）

（書面による議決）

第3条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、会長が次の会議において報告をしなければならない。

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則

（平成13年2月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定、平成19年2月6日一部改正、平成23年2月15日一部改正、平成31年4月17日一部改正）

第3条 分科会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、分科会長が次の会議において報告をしなければならない。